

# 広東省特許保護条例

1996年10月9日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

## 広東省特許保護条例

(1996年9月25日広東省第8期人民代表大会常務委員会第24回会議採択、1996年10月9日公布し施行する)

### 第一章 総則

**第1条** 特許保護、発明創造の特許権者及び公共の合法的權益の保護強化のため、《中華人民共和国特許法》と《中華人民共和国特許法実施細則》および国家の關係法律法規に基づき、本省の実情に鑑み、本条例を制定する。

**第2条** 本省範囲内でのすべての処理と特許関連の製造、使用、販売、輸出入貿易、および特許出願、譲渡、実施許諾、開発、技術サービスなどの活動をする単位や個人は必ず本条例を遵守しなければならない。

**第3条** 省、市、県人民政府の特許行政主管部門は本行政区域内の特許管理部門であり法に基づき特許保護、特許紛争処理、他人の特許詐称と特許侵害行為の取り締まりを実施する。各級科学技術、経済貿易、工商、税務、技術監督、公安、税関、放送テレビとニュース出版などの關係部門は各職責に照らして特許管理部門と協力して特許保護活動を実施する。

### 第二章 特許管理

**第4条** 単位や個人の発明創造は、国家の關係規定に基づき国内外で特許出願ができる。特許出願以前は、発明創造技術方案の關係職務担当者は機密保持の責任を負う。

**第5条** 特許実施の単位や個人はその特許製品や製品の包装上に特許標記と特許番号を表示する権利を持ち、さらに製品に省クラスの特許管理部門が審査許可した特許侵害防止の標識をつけることができる。

**第6条** 放送、テレビ、新聞雑誌、広告などを利用した宣伝や特許製品と特許方法の販売は、上述のメディア単位に有効な特許証と特許文書を提出しなければならない。

**第7条** いかなる単位や個人も他人の特許権を侵害し、他人の特許を詐称して、製造、販売、使用、展示、広告、在庫、運輸、郵送、隠匿などに便宜を提供してはならない。

**第8条** 特許権者とその利害關係者は輸出入貨物に対して特許権侵害の嫌疑がある場合、特許管理部門と税関に保護の実施を請求できる。

**第9条** 技術と設備を導入する単位、外国からの技術と設備による投資の中外合資企業と合作企業はかならず特許検索を行わなければならない。

### 第三章 特許紛争の処理

**第10条** 既に発生した下記の特許紛争の当事者は特許管理部門に処理を請求でき、  
人民法院に直接提訴することもできる。

- (一) 特許権侵害紛争
- (二) 特許出願権と特許権の帰属に関する紛争。
- (三) 職務発明者の報酬に関する紛争。
- (四) 発明特許出願公告後、特許権が付与以前に発明が実施された費用に関する紛争。
- (五) 特許出願権の譲渡契約、特許権の譲渡契約および特許実施許諾契約に関する紛争。
- (六) 発明者、設計者資格に関する紛争。
- (七) その他の特許紛争。

**第11条** 特許管理部門に特許紛争処理を請求する場合は必ず下記の条件に合致しなければならない。

- (一) 請求者が特許紛争と直接利害関係のある単位または個人であること。
- (二) 明確な被請求者と具体的な請求事項、事実、理由があること。
- (三) 当事者のどちらの一方も人民法院に提訴せず、あるいは仲裁の約定が無いこと。
- (四) 特許管理部門管轄の範囲と受理事項に属すること。

**第12条** 地方各級の特許管理部門が特許権侵害紛争を処理するとき、特許権無効宣言をしてはならない。特許管理部門が要訴追事件として提起した後、被請求者が中国特許庁に特許権取消を請求、または特許再審査委員会に特許の無効宣言を請求する場合、書面で特許管理部門に通知し処理の中止を申請できる。特許管理部門は処理を中止するか否か審査決定し当事者に通知する。

**第13条** 特許管理部門は特許紛争を処理する際、現場の現地調査を行い、権利侵害関する書類、設計図、資料、帳簿などの証拠物件を封鎖保存または一時差し押さえる権利を有し、関係単位や個人は調査に協力し関係材料を提出しなければならない。拒絶してはならない。調査処理担当者は現場調査処理時にはかならず法律執行証書を提示し当事者および関係者が現場に立ち会うよう連絡しなければならない。

**第14条** 特許管理部門が特許権侵害紛争事件を処理する場合、請求人の申請により関係貨物、材料、専用工具、設備などの物品を封鎖保存または一時差し押さえることができる。請求人は封鎖保存または一時差し押さえの措置を申請した場合、かならず担保を提供しなければならない。被請求人が担保を提供した場合、特許管理部門の審査認可を経て封鎖保存を解除、または一時差し押さえの物品を返還する。

**第15条** 特許管理部門は特許紛争を調停の原則を適用して処理する。調停が不成立の場合、特許管理部門は6ヶ月以内に処理決定しなければならない。調停が合意に達した場合、当事者の一方が人民法院への提訴を取り消す。

#### **第四章 特許侵害行為の取り締まり**

**第16条** 特許管理部門は下記の特許侵害行為を取り締まる。

- (一) 偽造特許証、偽造特許出願番号、偽造特許番号やその他の偽造特許出願表記、偽造特許標記の印刷製造や使用行為。

(二) 既に却下、取り下げ済み、または取り下げとみなされた特許出願番号またはその他の特許出願標記の印刷製造や使用行為。

(三) 既に取消、期限満了、無効宣言された無効の特許証、特許番号、あるいはその他の特許標記の印刷製造や使用行為。

(四) 前述 3 項に標記した製品の製造または販売行為。

(五) その他の特許侵害行為。

**第 17 条** 特許管理部門は告発を受け、または特許侵害行為を発見した場合、7 日以内に要訴追事件として提起し、指定された 2 名以上の特許法律執行担当者が取り締まりの責務を負う。

**第 18 条** 特許管理部門は特許侵害行為を取り締まり、以下の職権を行使する。

(一) 当事者と証人の尋問。

(二) 特許侵害行為に関する物品の検査、封鎖保管または一時差し押さえ命令。

(三) 特許侵害行為の活動に関する調査。

(四) 特許侵害行為に関する契約、標記、帳簿などの資料の調査、コピーまたは封鎖保管、没収。

特許管理部門は法に基づき取締権を行使し、関係する単位や個人は必ず協力しなければならない。拒絶してはならない。

**第 19 条** 特許侵害行為の事実が明白で、確実な証拠がある場合、特許管理部門は 6 ヶ月以内に処罰の決定を出さなければならない。処罰の決定書送達と同時に効力が発生する。特許侵害行為が不成立の場合、原案は終結する。

## 第五章 法的責任

**第 20 条** 侵害された特許出願権は返還しなければならない。さらに記載項目の変更手続処理に協力しなければならない。

発明者や設計者が非職務発明創造の特許出願権を侵害された場合、侵害者が所属する単位や上級主管機関はその経緯を調べ直接の責任者に対して行政処分を行わなければならない。

**第 21 条** 規定に応じず期限を過ぎても職務発明者や設計者に報酬を支払わない単位は、単位の上級主管機関が期限付きで支払うよう命じ、情状が重大な場合は直接の責任者を行政処分しなければならない。

**第 22 条** 特許管理部門は特許権侵害行為を行う単位や個人に対してその権利侵害行為の停止を命じ、損害を賠償させ、特許権侵害製品およびその主要な製作材料、設備と器具を封鎖保存し、その不法所得を凍結する権利を持つ。

**第 23 条** 特許を偽称した単位や個人に対して、特許管理部門はその偽称行為の停止を命じ、公開で訂正し、影響を除去し、特許偽称標記の廃棄を行い、不法所得を没収し、さらにその情状の程度に応じて以下の罰金を科す。

(一) 情状が軽い場合、1000 元以上 5000 元以下、または不法所得額と同額の罰金を科す。

(二) 情状が重い場合、5000 元以上 20000 元以下、または不法所得額の 1 倍から 2 倍の罰金を科す。

(三) 情状が深刻で影響が重大な場合、20000 元以上 50000 元以下、または不法所得額の 2 倍から 3 倍の罰金を科す。

偽称特許標記と製品が分離できない場合、その製品を合わせて廃棄し、必要な費用は特許偽称行為を行った単位または個人が負担する。

**第 24 条** 本条例第 6 条、第 7 条の規定に違反した場合、特許管理部門は本条例の特許権侵害、特許偽称責任の規定に基づき、処理または処罰を行う。

**第 25 条** 本条例第 9 条の規定に違反し、国家や他人に重大な損害をもたらした場合、上級主管部門は直接の責任者に対して行政処分を行わなければならない。

**第 26 条** 本条例第 13 条、第 14 条、第 18 条の規定に違反し、関係単位や個人が 訴訟事件に関する帳簿、契約、函面、資料をあくまで提供せず、またはそれらを隠蔽、変更、廃棄した場合、または封鎖保存されている物品を無断で解除、移動した場合、特許管理部門がそれに対して 1000 元以上 5000 元以下の罰金を科す。

特許管理部門の公務執行を拒絶、妨害した場合、公安機関が《中華人民共和国治安管理条例》に基づき処理する。犯罪が成立する場合、法に基づきその刑事責任を追及する。

**第 27 条** 特許管理部門が下した処罰決定に当事者が不服の場合、処罰決定書を受け取った後 15 日以内に行政再審を申請、または人民法院に行政訴訟を提起する。当事者が再審を期間までに申願または提訴せず、処罰決定を執行しない場合、特許管理部門は人民法院に強制執行を請求できる。

再審または提訴の期間は処理決定の執行を停止しない。しかし下記の状況の一つにある場合は執行を停止しなければならない。

- (一) 法律に執行停止が規定されている場合。
- (二) 人民法院が執行停止の裁定を下した場合。
- (三) 特許管理部門が執行停止を必要と認めた場合。

**第 28 条** 特許管理部門が下した特許紛争処理決定に当事者が不服の場合、処理決定書が到着後 15 日以内に行政再審を申請するか 3 ヶ月以内に人民法院に提訴する。当事者が再審を期間までに申請または提訴せず、処理決定を履行しない場合、特許管理部門は人民法院に強制執行を請求できる。

特許権侵害紛争事件に対して、再審または提訴の期間、被請求人が権利侵害を継続した場合、特許管理部門は追加賠償金額を決定する。

**第 29 条** 本条例の関係規定に違反し、情状が重大で犯罪が成立する場合、司法機関が法に基づきその刑事責任を追及する。

**第 30 条** 特許法律執行担当者が職権乱用、不正行為、汚職収賄を行った場合、所属の特許管理部門は情状の程度を調査して行政処分を与える。犯罪が成立する場合は、司法機関が法に基づき刑事責任を追及する。

## 附則

**第 31 条** 権利侵害の停止とは権利侵害行為に係る製造、使用、販売、輸出入活動の差止めを指し、権利侵害製品や権利侵害方法を使用して直接獲得した製品を廃棄し、権利侵害製品の製造や権利侵害方法を使用した専用鋳型、道具、専用設備、専用部品などを廃棄する。

**第 32 条** 損害の賠償は特許権侵害者が特許権侵害により特許権利者にもたらした損害と特許権利者が特許権侵害行為の調査に費やした合理的費用を含む。

特許権侵害がもたらした損害賠償額は特許権利者の実際の経済損失、または権利侵害者が権利侵害により獲得した利益、または同類の特許実施許諾費で算出する。

包装、装飾に属する意匠特許権侵害の場合、附属製品の全利益で損害賠償額を算出する。

利益の概算が困難な場合、製品の生産額に該当業種の平均利益率を掛け合わせて算出する。

**第 33 条** 本条例は公布日から施行する。